

基発 0301 第 2 号  
令和 4 年 3 月 1 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 29 号)が令和 4 年 3 月 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところです。本改正の趣旨、内容等について別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)